

## 令和6年度 利用券補助事業実施要項

### 1. 目的

対象施設の食事(宴会及びテイクアウト商品を含む。)及び会議室の利用料の一部を助成することで組合員の元気回復を図る。

### 2. 実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 3. 対象施設

公立学校共済組合高知宿泊所「高知会館」

### 4. 補助対象者

公立学校共済組合高知支部の組合員とする。

なお、次の者については補助対象者に含めないものとする。

- ・任意継続組合員
- ・利用する日において組合員資格を喪失している者

### 5. 補助金額

利用料1,000円につき500円を補助する。1回当たりの補助金額は

2,000円を限度とし、実施期間内における補助金額は組合員1人当たり

3,000円を限度とする。

ただし、会議室利用料については、公務上の利用は補助対象外とする。

### 6. 利用方法

組合員は、高知会館のフロントで利用券の発券を希望する旨を伝え、うえで組合員証を提示する。

対象施設は、提示された組合員証により利用券を発券し、組合員に補助金額の確認及び確認署名(サイン)を求める。

また、利用券(団体利用)の使用の場合は、利用券(団体利用)と、代表者の組合員証をフロントに提示する。

対象施設は、利用料から補助金額を差し引く。